

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率																							
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度														
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他（内容を(5)に記入してください。）	倍数（倍率）	基準根拠			目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）万円																		
																						倍	課税所得等の分類			年	月					万円													
該当団体数	31	20	20	13	16	15	25	7	6	11	12	11	9	13	3	3	3	4	0	11	10	10	10	10	10	0	0	1	11	31	31														
和歌山県	和歌山市							○									○															1 総所得（諸控除前）	25	7	254									20%未済	20%未済
和歌山県	海南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			保護者が公共安定所へ求職中の失業者である場合			20%未済	15%未済	
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	234									20%未済	20%未済
和歌山県	有田市	○	○		○	○	○																																					15%未済	15%未済
和歌山県	御坊市	○	○				○																																					20%未済	20%未済
和歌山県	田辺市																○															1 課税所得	24	12	216									20%未済	20%未済
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○																															20%未済	20%未済
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○			○	○																													その他教育長が特に必要と認める者			15%未済	15%未済	
和歌山県	岩出市	○			○	○	○																																	前年の合計所得金額が125万円以下で、障害者・寡婦（特別寡婦）・寡夫のいずれかに該当する ・災害等により市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税のいずれかの減免を受けている			15%未済	15%未済	
和歌山県	紀美野町																																											10%未済	15%未済
和歌山県	かつらぎ町		○																													1.1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	240									20%未済	20%未済
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免、世帯更正貸し付け補助金による貸し付け保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者			15%未済	15%未済	
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							15%未済	10%未済
和歌山県	湯浅町																															1.1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	260									15%未済	20%未済
和歌山県	広川町																															1.1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	253									10%未済	10%未済
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未済	10%未済
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							15%未済	15%未済
和歌山県	日高町																																											10%未済	10%未済
和歌山県	由良町																																							ひとり親で町民税非課税			15%未済	15%未済	
和歌山県	印南町																																							所得、家庭状況、生活状況等を総合的に考慮し、教育委員会が経済的に困難であると認められる者			5%未済	5%未済	
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3 総所得（諸控除前）	30	1	278									10%未済	15%未済
和歌山県	日高川町	○	○				○																																	その他教育委員会が特に必要と認められた者			15%未済	15%未済	
和歌山県	白浜町																○															1 その他	25	8	244			課税所得等の分類：給与収入（税引き前）						10%未済	10%未済
和歌山県	上富田町																																							世帯構成のうち、所得がある者全員の合計所得額に各種手当金・養育費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議			10%未済	10%未済	
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○					○																				1.2 総所得（諸控除前）	29	2	248									15%未済	20%未済
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○																																	20%未済	20%未済
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○			○	○																																	10%未済	10%未済
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							20%未済	25%未済
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○																													学校長、関係機関及び教育委員会と協議のうえ、特に必要と認められた者			5%未済	15%未済	
和歌山県	串本町	○	○																													1.3 課税所得	24	12	321									20%未済	25%未済
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○																																					自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められる者			20%未済	25%未済	
和歌山県		○	○																																					その他教育委員会が特に必要と認められた者			20%未済	25%未済	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項								
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費								修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	31	0	0	0	0	0	30	30	0	0	0	0	0	0	30	30	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	16	17	1	8	8	8	4	4	2	15	
和歌山県	和歌山市						○	8,380							○	27,000													○	21,190	19,995						修学旅行費の支給平均額は、平成29年度の実績額より算出	
和歌山県	海南市						○	11,420							○	40,600													○	21,490	21,490						学校給食費については、平成30年度予算計上額を記載	
和歌山県	橋本市						○	11,420							○	40,600	○	0										○	24,950								・平成30年度の予算計上の単価で記入しているが、修学旅行費については、実費。 ・学用品費・通学用品費については、途中認定の場合は月割りで支給。	
和歌山県	有田市						○	11,420							○	60,600													○	21,490	21,490						修学旅行費の支給平均額については、平成29年度実績額による	
和歌山県	御坊市						○	11,420							○	40,600													○	21,490	21,490							
和歌山県	田辺市						○	11,420							○	40,600																	○	21,490		21,490		通学用品費及び校外活動費（宿泊なし）は、学用品費とともに支給している。（併せて14,780円）
和歌山県	新宮市						○	14,780							○	40,600												○	40,000									
和歌山県	紀の川市						○	11,420							○	40,600													○	21,490	21,490							
和歌山県	岩出市						○	12,960							○	19,900													○	20,600	20,600							
和歌山県	紀美野町						○	11,420							○	40,600													○	21,490	20,000							
和歌山県	かつらぎ町						○	11,420							○	40,600												○	25,500									
和歌山県	九度山町						○	11,420							○	40,600												○	24,201									
和歌山県	高野町						○	7,500							○	15,000																		○	21,490			修学旅行費については、全児童に3万円を無償化で対応しており、それを越えた分について援助費で全額支給している
和歌山県	湯浅町						○	11,420							○	40,600												○	21,490	21,490								
和歌山県	広川町						○	11,420							○	40,600	○	0										○	21,000									
和歌山県	有田川町						○	11,420							○	40,600												○	23,419								実費支払分は平成29年度平均実績額	
和歌山県	美浜町						○	11,420							○	40,600												○	34,000									
和歌山県	日高町						○	11,420							○	40,600												○	33,000									
和歌山県	由良町						○	15,220							○	40,600																○	26,000				学用品費1年生は12,900円支給、他学年は15,220円支給。	
和歌山県	印南町						○	15,220							○	40,600																○	21,490					
和歌山県	みなべ町						○	11,420							○	40,600																		○				修学旅行費 1泊 21,490円 2泊 26,890円 ・支給平均額は29年度の実績額により記入 ・「学用品費」は第1学年 12,990円、その他学年 15,220円
和歌山県	日高川町						○	15,220							○	40,600												○	25,264									
和歌山県	白浜町						○	11,420							○	40,600												○	30,000								「平均支給額」については、平成30年度当初予算に計上した単価を記入	
和歌山県	上富田町						○	11,420							○	40,600												○	28,988									
和歌山県	すさみ町						○	11,420							○	40,600																○	35,000					
和歌山県	那智勝浦町						○	11,420							○	40,600											○	50,000									・支給平均額は平成30年度予算計上単価 ・通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する児童に対し定期券等の3/4支給	
和歌山県	太地町						○	13,695							○	40,600											○	60,000										
和歌山県	古座川町						○	12,000							○	40,600											○	50,000										
和歌山県	北山村						○	38,720							○	40,600											○	0									修学旅行費 実績無し	
和歌山県	串本町						○	11,420							○	40,600											○	48,000									修学旅行費 支給平均額は執行見込が不明の為予算計上額を記載	
和歌山県	御坊市日高川町 中学校組合																																				中学校組合のため、小学校なし。	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																					
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項											
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	31	0	0	0	0	0	0	31	31	0	0	0	0	0	0	31	31	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	17	17	1	9	9	9	5	5	1	15		
和歌山県	和歌山市						○	16,440								○	30,000													○	57,290	56,457						修学旅行費の支給平均額は、平成29年度の実績額より算出	
和歌山県	海南市						○	22,320								○	47,400													○	57,590	57,590						学校給食費については、平成30年度予算計上額を記載	
和歌山県	橋本市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	65,545								・平成30年度の予算計上の単価で記入しているが、修学旅行費については、実費。 ・学用品費・通学用品費については、途中認定の場合は月割りで支給。		
和歌山県	有田市						○	22,320								○	67,400												○	57,590	57,196						修学旅行費の支給平均額については、平成29年度実績額による		
和歌山県	御坊市						○	22,320								○	47,400													○	57,590	57,590							
和歌山県	田辺市						○	22,320								○	47,400																	○	57,590		57,590		
和歌山県	新宮市						○	26,050								○	47,400											○	70,000									通学用品費及び校外活動費（宿泊なし）は、学用品費とともに支給している。（併せて26,050円）	
和歌山県	紀の川市						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590								
和歌山県	岩出市						○	23,760								○	22,900													○	55,700	55,700							
和歌山県	紀美野町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	55,000								
和歌山県	かつらぎ町						○	22,320								○	47,400											○	71,000										
和歌山県	九度山町						○	22,320								○	47,400											○	66,713										
和歌山県	高野町						○	16,600								○	20,000																		○				修学旅行費については、全児童に6万円を無償化で対応しており、それを越えた分について援助費で全額支給している
和歌山県	湯浅町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590								
和歌山県	広川町						○	22,320								○	23,550											○	54,000										
和歌山県	有田川町						○	22,320								○	47,400											○	59,783									実費支払分は平成29年度平均実績額	
和歌山県	美浜町						○	22,320								○	47,400											○	67,018										
和歌山県	日高町						○	22,320								○	47,400											○	70,000										
和歌山県	由良町						○	26,820								○	47,400				○													○	65,000				・学用品費1年生は24,590円、他学年は26,820円支給。 ・通学費は町外の中学校に電車で通学する生徒に定期代を支給。
和歌山県	印南町						○	26,820								○	47,400																	○	57,590				
和歌山県	みなべ町						○	22,320								○	47,400																	○	57,590				
和歌山県	日高川町						○	26,820								○	47,400											○	69,650									・支給平均額は29年度の実績額により記入 ・「学用品費」は第1学年 24,590円、その他学年 26,820円	
和歌山県	白浜町						○	22,320								○	47,400											○	80,000									「平均支給額」については、平成30年度当初予算に計上した単価を記入	
和歌山県	上富田町						○	22,320								○	47,400											○	74,398									新入学生徒学用品費等については、平成29年度小学6年時に中学校入学準備金として支給	
和歌山県	すさみ町						○	22,320								○	47,400																	○	55,000				
和歌山県	那智勝浦町						○	22,320								○	47,400										○	75,000										・支給平均額は平成30年度予算計上単価 ・通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する生徒に対し定期券等の3/4支給	
和歌山県	太地町						○	24,965								○	47,400										○	80,000											
和歌山県	古座川町						○	24,000								○	47,400										○	80,000											
和歌山県	北山村						○	22,320								○	47,400										○	0										中学校 実績無し	
和歌山県	串本町						○	22,320								○	47,400										○	75,000										修学旅行費 支給平均額は執行見込が不明の為予算計上額を記載	
和歌山県	御坊市日高川町 中学校組合						○	26,820								○	47,400												○	57,590	57,590							・支給平均額は29年度の実績額により記入 ・「学用品費」は第1学年 24,590円、その他学年 26,820円	

